

業務改善助成金 セミナー

参加
無料

～ 賃金引上げの支援策として活用できる助成金 ～

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い従業員の賃金を30円以上引き上げ生産性向上に資する設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成、教育訓練など）を行った場合にその設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者

- ・ 中小企業／小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付要件事由がないこと

セミナー内容

- ・ 業務改善助成金の概要
- ・ 助成率／助成額
- ・ 申請手続きの流れ
- ・ 対象事業場
- ・ 活用事例
- ・ 必要書類等

★ よくある質問 ★ 少しでも気になる項目がありましたら、ぜひお申込みください！！

対象となる
従業員は？

申請書の
書き方は？

時給換算額の
計算方法は？

対象となる
設備は？

業務改善の
効果は？

【会場】

西そのぎ商工会 3F 研修室

西彼杵郡時津町浦郷428-14 TEL 095-882-2240



【講師】

長崎働き方改革推進支援センター
センター事業専門家
社会保険労務士 塩見 英敏

【日時】

令和7年9月8日（月）

13:30～15:00 セミナー

15:00～16:00 個別相談会

助成金申請書の書き方

申込締切
9/3(水)

申込書

必要事項をご記入いただき
FAX または E-MAIL でお申し込みください。

FAX 095-893-8271

会 社 名

業 種

住 所

T E L

申込者氏名

従業員数

セミナー後の個別相談を希望しますか？

希望する

・

希望しない

お問い合わせ

厚生労働省委託事業 長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎205

TEL 0120-168-610 FAX 095-893-8271



nagasaki@workstylereform.net



▲ HPからも
お申込みいただけます